

2. 労災保険による補償も受けられます

パートタイム労働者も労災保険による補償を受けることができます。

業務災害に係る保険給付の種類としては、①療養補償給付、②休業補償給付、③障害補償給付、④遺族補償給付、⑤葬祭料、⑥傷病補償年金、⑦介護補償給付があります。また、通勤災害についても同様の給付があります。

そのほか、事業主の行う定期健康診断において脳・心臓疾患に関連する項目で異常の所見が見られた場合に支給する二次健康診断等給付があります。

労災保険の適用・給付の詳細については、お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

3. 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用

すべての法人事業所と、農林水産業など一定の業種を除く常時5人以上の従業員を使用する個人事業所は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）の強制適用事業所となります。適用事業所の従業員であれば、パートタイム労働者も一定の要件を満たせば被保険者になります。パートタイム労働者に対する社会保険の適用は、原則次の通りです。

資格要件	所定労働時間	1日または1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3以上である者(注1)	1日または1週間の所定労働時間もしくは1月の所定労働日数が通常の就労者のおおむね4分の3未満である者(注1)		
	年 収		原則として年収が130万円(180万円(注2))未満		
適用	医療保険	健康保険等被用者保険の被保険者	(家族が健康保険等被用者保険に加入している場合)健康保険等被用者保険の被扶養者	(家族が健康保険等被用者保険に加入していない場合)国民健康保険の被保険者	国民健康保険の被保険者
	年 金	厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者(国民年金の第2号被保険者)	(配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者の場合)国民年金の第3号被保険者	(配偶者が厚生年金保険等被用者年金保険の被保険者でない場合)国民年金の第1号被保険者	国民年金の第1号被保険者

(注1) 保険者が労働日数、労働時間、就労形態、職務内容などを総合的に勘案して、常用的使用関係が認められれば、社会保険が適用されます。

(注2) 認定対象者が60歳以上である場合(医療保険のみ)、または、おおむね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合。

また、いわゆる「短時間正社員」に対する適用については、当該事務所の就業規則などにおける短時間正社員の位置づけを踏まえつつ、労働契約の期間や給与などの基準などの就労形態、職務内容を基に判断します。具体的には、

- ①労働契約、就業規則及び給与規程などに、短時間正社員に関する規定がある
- ②期間の定めのない労働契約が締結されている
- ③給与規程などにおける、時間当たりの基本給及び賞与・退職金などの算定方法などが同一事業所に雇用される同種フルタイムの正規型の労働者と同等である場合であって、かつ、就労実態も当該諸規程に則したものとなっている場合は、社会保険の被保険者として取り扱われます。

4. 税制の適用

パートタイム労働者も、給与所得者として、その年収によっては次表の通り課税対象となります。また、パートタイム労働者の配偶者は、課税に当たって、配偶者控除と配偶者特別控除が認められる場合があります（控除額などについては次表を参照してください）。

配偶者特別控除の適用を受けることにより、税制上の「手取りの逆転現象」（パートタイム労働者本人の収入が一定額を超えると、かえって世帯全体の手取りが減少する現象）は解消されています。

「パートタイム労働者の年収額」と「本人に対する課税」「配偶者に認められる控除」

パートタイム労働者の 年収額	(1) パートタイム労働者本人		(2) 本人の配偶者	
	課税対象となるかどうか		所得税・住民税の課税に当たって控除が認められるかどうか	
	所得税	住民税（所得割）	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	×	×	○	×
100万円を超え103万円以下	×	○	○	×
103万円を超え141万円未満	○	○	×	○
141万円以上	○	○	×	×

※ ただし、配偶者特別控除は配偶者の年間の合計所得金額が 1,000 万円（給与等収入でおおむね 1,230 万円）以下の場合のみ認められます。

(1) パートタイム労働者本人に対する課税について

- ① 所得税（国税）の場合：年収 103 万円（給与所得控除 65 万円＋基礎控除 38 万円）まで課税されません。
- ② 住民税（地方税）の場合：所得割と均等割が課されますが、所得割は年収 100 万円（給与所得控除 65 万円＋所得割非課税範囲 35 万円）までは課税されません。均等割については、課税対象者には、一律の額（標準税額は年額 4,000 円）が課税されますが、詳しくは市町村などにお問い合わせください。

(2) パートタイム労働者の配偶者に対する課税について

所得税（国税）および住民税（地方税）の計算上、配偶者の年収から、パートタイム労働者の年収に応じて、それぞれ次ページの表の額が控除されます（配偶者控除または配偶者特別控除）。